

北茂安浄水場 1 系ろ過池空封・表洗管塗装工事

特 記 仕 様 書

令和 5 年 6 月

佐賀東部水道企業団

目 次

第1章 総 則		
第1節 一般事項	P1
第2章 工事概要		
第1節 仕様及び施工について	P7

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 概 要

本工事は、北茂安浄水場の1系急速ろ過池の表洗管や空封トラップ管等の外面塗装を行うものである。また「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の第18条の15に基づく石綿(アスベスト)含有の調査が義務付けられているため、事前調査についても行うものである。仮に石綿が含まれている場合には、別途協議し安全かつ適正に除去し処分した上で塗装を行うものとする。

本工事は、法令・その他特別に定めるものを除き、本特記仕様書、設計図書ならびに該当工事監督員(以下「監督員」とする)の指示に従い、誠実かつ定められた期間内に完全に施工するものである。

また、本仕様書に定められていない事項については、すべて監督員の指示に従うものとする。

2. 工 期

本工事の工期は以下の通り。

令和5年度契約日～令和6年3月15日

3. 工事場所

佐賀県三養基郡みやき町大字江口地内(北茂安浄水場)

4. 工事範囲

No.1～8ろ過池の空封トラップ管、表洗管、流入枝管、回転表洗管架台の塗装工事

No.1～8池のうちの1池のアスベスト調査

5. 工事の下請負

(1) 請負者は、下請負に付すときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

2) 下請負者が佐賀東部水道企業団の工事指名競争入札参加資格者である場合には、営業停止又は、指名停止期間中でないこと。

3) 下請負者は、当該下請け工事の施工能力を有すること。

(2) 発注者は、前項の要件を満たす建設工事標準下請契約約款第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不相当と認めたときは、承諾しないものとする。

(3) 請負者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。

(4) 請負者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って昭和52年4月26日中央建設審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下契約を締結しなければならない。

(5) 請負者は、下請負者が再下請けに付すときは、前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。

6. 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、関連工事との取り合い、あるいは請負者が監督員の指示に従わないとき、または請負者に工事遂行能力がないと認めた場合、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わない。

監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定する。

7. 申請及び手続き

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

8. 施工管理

工事に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 請負者は、契約後、監督員指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し監督員の承認を得ること。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1) 工事着工届 | 2) 現場代理人届 |
| 3) 工事工程表 | 4) 主任技術者または監理技術者届 |
| 5) 施工計画書 | |

(2) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。

(3) 請負者は、監督員の指示に従い、次の記録報告を行うこと。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1) 就業労働者数報告 | 2) 出来高報告 |
| 3) 施工体制台帳 | 4) 使用機器報告 |
| 5) その他必要なもの | |

(4) 請負者は工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。

(5) 現場代理人は工事中、監督員の監督を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場従業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。

(6) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不適当と認めた場合、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。

(7) 請負者は、工事の進捗に伴い監督員の指示に従い工事日報を提出する。また、作業員への保安指示事項を日報に記載すること。

(8) 請負者は、施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに、工事限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない設備とすること。

- (9) 工事現場には、見やすい場所に工事件名・工事箇所・工事期間・請負者名の名称等を記載した工事標識を設置しなければならない。
- (10) 請負者は、保安施設基準による設備・標識を設けなければならない。
- (11) 請負者は、機器製作中、及び製作後、又現場工事開始から完了までの過程を随時、デジタルカメラにて写真(カラー)撮影し、整理した上で、1部提出すること。特に隠蔽部分は指示無くとも撮影しアルバム及び電子データとして竣工時に提出のこと。
- (12) 撤去工事により撤去する機器・器材、またその他の廃棄物については、適切にこれを処理すること。

9. 保安および衛生管理

- (1) 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い労働安全衛生法を厳守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。
- (2) 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理整頓および保安に努めなければならない。
- (3) 重要な工作物に近接して工事を施工する場合、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置および連絡方法等について監督員と協議し、これを厳守しなければならない。
- (4) 危険物を使用する場合は、保管および取扱について関連法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- (5) 工事現場への一般の立入り、または試験時等、関係者以外の者の出入りを禁止する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- (6) 豪雨および台風時等、出水他被害の恐れがある場合は、請負者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしなければならない。
- (7) 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講じなければならない。

10. 仮設物

- (1) この工事に必要な仮設物(詰所、機材置場、工作物、便所等)はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。
- (3) この工事に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自ら負担するものとする。

11. 検査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 施工検査

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、工事段階の区切等には監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(2) 竣工検査

- 1) 工事完了にあたっては、関係官公庁の検査および監督員の立会の上で下記の試験および検査を行う竣工検査を受けるものとし、検査合格をもって受け渡し完了とする。
- 2) 竣工検査を受ける場合は、当該地域を清掃整理し、監督員に竣工届を提出する。
- 3) 竣工検査を受けるにあたっては、竣工図面を監督員に提出すること。

(3) 中間検査

工事完了後では検査できない部分においては、中間時に監督員の検査を受けるものとする。

1 2. 提出書類

(1) 提出書類

請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。

なお、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

提出時期	番	書類名称	部数	提出期日	備考
着工時	1	工事工程表	2	契約後5日以内	資格証明書
	2	現場代理人届	2	〃	
	3	経歴書	2	〃	
工事中	4	職務分担届	2	契約後10日以内	
	5	緊急連絡先届	2	〃	
	6	事故発生報告書	2	そのつど	
	7	下請負者承諾願	2	〃	
	8	主要機器製作業者届	2	〃	
	9	施工計画書	2	契約後20日以内	
	10	実施工程表	2	〃	
	11	工事打合せ議事録	2	そのつど	
	12	工事日報	1	〃	
	13	施工設計図の承諾願	2	〃	
	14	機器材料搬入検査願簿	1	〃	
	15	製品(工場)検査願 検査試験成績表	2	〃	
完成時	16	完成払請求書	2	そのつど	合格認定書 通知後
	17	竣工図(永久保存版)	2	完成検査日	
	18	各種原図	1式	〃	
	19	各種試験成績表	2	〃	
	20	各種完成図書	2	〃	
	21	工事記録写真集	2	〃	
	22	工事完成届	2	そのつど	
	23	引渡書	2	〃	

- (2) 本工事に関連する既設完成図書の不要な部分は削除し、再編集を行う。
- (3) その他、監督員が指示するもの。
- (4) 請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。
 - ・完成図書・・・ファイル綴じ式（CD-Rケース付） 2部
 - 竣工図、工事写真、CD-R2部（上記データ収納）
 - ※完成図書：PDF、竣工図：CAD（JW-CAD、SFC）及びPDF

1 3. 建物、道路等の損傷に対する補修

この工事の施工に関し、建物、道路等を損傷した場合、監督員の指示に従い、完全に修理するものとする

1 4. 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後1年とする。

また万一、保証期間内に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに監督員の指示する期間内に補修するものとする。

1 5. 撤去, 移設工事に伴う補修について

既設設備の撤去に伴い破損した壁・床等は補修を施し、復旧を行うものとする。

1 6. 下請業者の選定について

下請契約を締結する場合には、原則当該契約の相手方を構成団体内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)を有するものの中から選定するよう努めること。

1 7. 工事材料の調達

工事は材料に係る納入契約を締結する場合には、原則当該契約の相手方は構成団体内に本店を有する者の中から選定するとともに、工事に使用する材料については、地場産業の活性化を図るため県内で生産または製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

1 8. 保菌検査について

浄水場に正規入門しようとする請負者は、医療機関等において、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に定める消化器系伝染病病原体（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）の保菌検査をおこない、その医療機関等の発行する成績書（以下「検便検査成績書」という。）を監督員に提出しなければならない。

また、保菌検査は、概ね6ヶ月毎に診断結果を提出するものとする。

なお、監督員は、消化器系伝染病が発生し、または発生の恐れのある場合、入門者に臨時に保菌検査を命じることができる。

19. 保管の義務

請負者は、設計図書、仕様書に記載されていなくても、法規上、施行上または目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、施行すること。

20. 就業時間

工事施工の就業時間については、予め監督員と協議しなければならない。

21. 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

22. 施工について

- ・浄水場内での施工となるため、浄水処理に影響を与えないよう監督員と十分に打合せを行い、工事を実施すること。
- ・急速ろ過池（1系）の8池については、2池ずつ4回に分けて施工すること。また、ろ過池の水抜き作業時は、ウェットスーツを着用の上、原水流入渠に堰板を設置すること。（堰板については、企業団にて準備する。）また、水替作業に使用する水中ポンプは、電極棒付水中ポンプを用いること。
- ・さび等の発生により、補強が必要な箇所については、監督員と協議のうえ補強を行うこと。
- ・各種法令、施工基準等を遵守し施工すること。
- ・水中作業時等浄水処理水と接する場合は、次亜塩素により長靴、ウェットスーツを消毒すること。
- ・場内作業で発生した洗水等は全て持ち帰ること。

第2章 工事概要

第1節 施工及び塗装仕様について

1. 共通仕様

- (1) 本工事の施工に当たり、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕監修「公共建築改修工事共通仕様書（建築工事編・最新版）」（以下、「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・最新版）」（以下、「標仕」という。）及び「水道工事標準仕様書【土木工事編・最新版】」（日本水道協会）、「水道工事標準仕様書【設備工事編・最新版】」（日本水道協会）、「土木工事施工管理の手引き」（佐賀県土木整備部、農林水産部及び地域交流部）、によるものとする。
- (2) 既設塗材に石綿（クリソタイル）の含有が確認された場合、「解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引～大気汚染防止法の留意事項～」（令和3年(2021年)3月・佐賀県県民環境部環境課）、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和3年3月」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、必要な手続きを行って安全に施工しなければならない。
- (3) 仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、すべて監督員と協議し確認を受けた後、施工しなければならない。

2. 特記仕様

(1) 塗装工事

- ・事前準備としては、ろ過池内の作業となるため、塗料やケレンでの飛散物でろ過砂を痛めないよう作業前にブルーシート等で養生を施すこと。
- ・既存塗装については、素地調整3種ケレンにより汚れ、付着物、油類を除去し、さび、割れ、膨れ部分を平らに研磨する。その後、集じん機で清掃を行いゴミを除去すること。
- ・塗料は、クリーンキープ（JWWA K157）とし、標準塗布量は $0.35\text{kg}/\text{m}^2$ 以上、標準膜厚は $200\mu\text{m}$ 以上で下塗り上塗りを施すこと。いずれも下地に確実に密着させ、且つ十分な厚みを確保すること。
- ・十分な乾燥期間を設けること。
- ・仕上げ塗料塗りの色については、排水サイフォン吸排気管をブルー色、それ以外をグレー色とすること。

(2) アスベスト含有事前調査について

- ・前回は、1系ろ過池（8池）を同時期に塗装を実施しているため、調査対象は1池とする。対象箇所は、表洗管立ち上がり部でサンプルを採取する。その際、ろ過砂目に飛散しないようブルーシート等で養生を施す。採取後、下地にはJWWA K157規格の錆止め塗料を塗布すること。前回の塗装は平成24年度に実施しており、前回塗装仕様については別途資料を参照するものとする。なお、調査の日程は事前協議して決定すること。